

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別障害者手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、令和4年5月31日付けの「特別障害者手当認定請求却下通知書」（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

本件処分通知書には、精神障がいにおいて日常生活能力の評価が極めて重度であると認められないためとあるが、また、日常生活において常時の介護を要するとして判断できずとあるが、さらに、認定基準を満たしているとは認められないとあるが反論する。寝たきりの病人を介護とあるが介護だけが病気ではない。私のこの病気はそんな生半可なものではない。身体表現性障害は、毎日がめまいの毎日である。この地面の上に立つとき、また、どこで立

っても、座っても私の中の見るもの全てがメリーゴウランドの大きな揺れの中に立っているようである。また、起きているかぎり地面はグラグラだ。また、横になっても同様である。何が何点足りない。その言葉を書く前に30回回れと言いたい。この病気に対し、何点足りないどころのことではない。道理に合わない屁理屈である。出来る、出来ないの病気ではない。身体表現性障害という病気に対して、人間は毎日の身体のコンドィションが違おう、その日にかぎって元気だが今日は少し違う。その時々のできることとできないことがある。それが本当のことである。また、それが私の身体に関わった病気であることがなぜ医学的に見分できないのか、もっと深く精神にまつわる医学的見地に立って、色々な人間の深い病気に対し色々な方向性に考えられないのか。

私の身体を介護してメリーゴウランドに乗ったあのような、また、震度5か6の地震があるかのような揺れが介護の中で治るのか。小学校三年生の時に始まり、精神的にどんなに辛いか、この苦しみが分かるか。身体障害者とは違う。介護が必要、バリアフリーが必要、ではない病気である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4年10月20日	諮問
令和 4年11月25日	審議（第72回第2部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 支給要件

法 26 条の 2 は、市長（特別区においては区長。以下同じ）は、「特別障害者」に対して、手当を支給するものとし、法 2 条 3 項は、特別障害者とは、20 歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいうとする。

法施行令 1 条 2 項は、法 2 条 3 項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」は、次のいずれかの場合に該当することが必要であるとする。

ア 身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が法施行令別表第二（別紙 2。以下「別表第二」という。）各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの（法施行令 1 条 2 項 1 号）

イ 上記アに定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（別表第二各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であつて、これにより日常生活において必要とされる介護の程度がアに定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの（法施行令 1 条 2 項 2 号）

ウ 身体機能の障害等が法施行令別表第一（別紙 3。以下「別表第一」という。）各号（10 号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が上記イと同程度以上と認められる程度

のもの（法施行令1条2項3号）

(2) 受給資格認定手続

法26条の5において準用する法19条は、手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならないとし、省令15条は、上記受給資格についての認定の請求は、特別障害者手当認定請求書に、受給資格者が法2条3項に規定する者であることに関する医師の診断書（省令15条2号）等の書類を添えて、手当の支給機関に提出しなければならないとする。

また、認定基準第一・3は、法施行令1条2項各号のいずれかに該当する障害の程度に係る認定は、原則として、特別障害者手当認定診断書によって行うこととする。

なお、認定基準第一・7は、実施機関において、障害程度の認定に関し疑義を生ずる場合においては当該障害程度の認定について都道府県知事に必要に応じて照会することとしている。

認定基準第三（特別障害者手当の個別基準）は、法施行令1条2項各号に該当する障害の程度について、障害の種別ごとに具体的な個別基準を定めている。

(3) 省令16条において準用する省令4条は、手当の支給機関は、認定の請求があった場合において、受給資格がないと認めるときは、請求者に、文書でその旨を通知しなければならないとする。

2 本件処分についての検討

(1) 請求人の障害について

上記1・(2)の受給資格認定手続に鑑みれば、本件請求に対する認定・非認定の判断は、本件診断書の記載内容に基づき、法令の規定及び認定基準に照らして行われるべきであり、本件診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当がなければ、本件処分に取消理由があるとはできないものと認められ

る。

本件診断書は、精神の障害用であって、本件診断書によれば、障害の原因となった傷病名は「身体表現性障害」と記載されており、合併身体障害の記載はなく（別紙1・1ないし3）、発病以来の病状と経過としては、「小学3年生時、突然動揺性のめまいが生じ、内科的異常なく、常に視野に入るものが波うっているように自覚する。」と記載されている（同・6・(1)）。そうすると、請求人については、精神の障害の程度について、法施行令1条2項各号に該当するかどうか判定すべきものと認められる。

(2) 法施行令1条2項1号該当性について

認定基準によれば、法施行令1条2項1号に該当する障害の程度は、別表第二各号に掲げる障害が重複する必要があるとされている（認定基準第三・1）。

そして、上記(1)のとおり請求人の身体機能の障害等は精神障害のみであり、同号に規定する程度の障害が重複していないことは明らかであるから、請求人の障害の状態は、法施行令1条2項1号に規定する障害程度に該当するとは認められない。

(3) 法施行令1条2項2号該当性について

認定基準によれば、法施行令1条2項2号に該当する障害程度は、①別表第二第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表（別紙4）に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの（認定基準第三・2・(1)）、又は②別表第二第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの（この評価は、つえ、松葉づえ、下肢装具等の補助具等を使用しない状態で行うものである。）（同(2)）とされている。

そして、上記(1)のとおり請求人の身体機能の障害等は、精神障

害のみであるため上記①には該当しない。また、請求人が、身体の障害が挙げられている別表第二第3号から第5号までのいずれの障害も有していないことは明らかであるから、日常生活動作評価表をみるまでもなく、上記②にも該当しない。

したがって、請求人の障害の状態は、法施行令1条2項2号に規定する障害程度に該当するとは認められない。

(4) 法施行令1条2項3号該当性について

認定基準によれば、法施行令1条2項3号に該当する障害程度は、別表第一のうち、①認定基準第二・4による内部障害又は認定基準第二・5によるその他の疾患に該当する障害を有するものであって、結核の治療指針（昭和38年6月7日保発第12号厚生省保険局長通知）に掲げる安静度表の1度（絶対安静）に該当する状態を有するもの（認定基準第三・3・(1)）又は②精神障害に該当する障害を有するものであって、認定基準第三・1・(8)・エの日常生活能力判定表（別紙5）の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの（認定基準第三・3・(2)）とされている。

本件診断書の記載によれば、請求人の障害については、内部障害又はその他の疾患には該当せず、また、結核の治療指針に掲げる安静度表の1度に該当する状態には至らないため、上記①には該当しない。

また、本件診断書に記載された請求人の有する精神の障害について、本件診断書の日常生活能力の程度としては、食事、用便の始末、衣服の着脱及び簡単な買物の4項目が「ひとりでできる」（4項目いずれも0点）、家族との会話が「通じる」（0点）、家族以外の者との会話が「少しは通じる」（1点）、刃物・火の危険が「わかる」（0点）、戸外での危険（交通事故）から身を守るが「守ることができる」（0点）とされている（別紙1・8

・(3))。これら各動作及び行動のそれぞれについて、日常生活能力判定表に基づいて判定した結果は「1点」となり、認定基準第三・三・(2)が規定する14点には満たない。よって、上記②にも該当しない。

したがって、請求人の障害の状態は、法施行令1条2項3号に規定する障害程度に該当するとは認められない。

(5) 小括

以上のとおり、請求人の障害の程度は、法施行令1条2項各号のいずれにも該当する程度に至っておらず、「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」(法2条3項)に該当しないことから、これと同旨の結論を採る本件処分を違法又は不当ということとはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張するが、上記1の法令等の定めを鑑みれば、手当受給資格の認定判断は、その制度上、診断書を基に、診断時の症状に基づいて判断されるものである(1・(2))。本件診断書からすると、請求人の障害程度は、法施行令1条2項各号のいずれにも該当する程度に至っていないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来

別紙1ないし別紙5 (略)